

令和7年度東成瀬村地域活性化推進事業補助金募集要項

東成瀬村地域活性化推進事業を次のとおり募集します。

応募にあたっては、東成瀬村地域活性化推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）及び実施要領も併せてご確認ください。

1 補助対象事業等

この補助金は、村の地域資源等を活用して、交流人口の増加や地域間交流の促進など地域活性化が期待される事業内容であって、事業実施後も継続が見込める取組（表の1の事業は除く）に要する経費に対して交付します。

補助金の交付対象となる事業及び補助率等は、次の表のとおりです。

| 補助対象事業 | 補助対象経費 | 補助率 | 補助限度額 |
|---|--|----------------------|-----------------|
| 1 大会開催事業 (村内で開催される全県規模以上の大会及び開催準備事業) | 報償費、旅費(研修旅費を含む)、消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、賄材料費、通信運搬費、広告料、手数料、保険料、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、 | 補助対象 経費の1/2 以内 | 1 回目 150万円以内 |
| 2 地域活性化のためのイベント等開催事業(村内で開催されるものに限る) | 原材料費、備品購入費、参加費、受講料、その他必要と認める経費 | | 2 回目 120万円以内 |
| 3 地域資源を活かした地域間交流事業 | 補助対象外経費 ①実施団体等の維持・運営に要する経費 ②構成員の人件費 | | 3 回目 90万円以内 |
| 4 その他村長が地域活性化の推進に特に必要と認めた事業 | ③事業と直接関わりがない食糧費(飲食経費など) | | |

当該補助金の交付は、1事業年度において1補助事業者につき1回とし、新規事業は1回目、過去に実施された事業と同一内容で実施する事業は2回目、さらに翌事業年度も同一内容で実施する事業は3回目の補助限度額を適用します。

2 補助対象外事業

- (1) 政治的又は宗教的活動を目的とする事業
- (2) 本村の他の制度による補助金等の対象となる事業

(3) その他、本事業の目的及び地域活性化の趣旨に反するもの

3 補助の対象者

次のいずれかに該当する法人又は団体が補助対象です。個人及び本補助金を過去3回受けた法人等は対象となりません。

- (1) 村内に住所又は事務所を有し、その期間が1年以上であること
- (2) 法人以外の団体については、主に村民で組織する5名以上の団体であること

4 事業の応募及び審査

事業を実施しようとする者は、下記の募集期間内に事業申請書（様式第1）と関係書類を提出してください。

提出があった事業申請書は、その内容を審査した上で村長が採択の可否を決定します。なお、必要に応じて申請者に事業内容の説明をしていただく場合があります。

5 補助金を受けた者の義務

補助を受けた方は、本村のむらづくりに関する事業等に積極的な参画をお願いします。また、事業実施に伴う成果等の把握と報告、広報紙への掲載等に協力してください。

6 事業のスケジュール等

| | |
|---------|--|
| 応募締め切り | 令和7年4月14日（月）午後5時必着 |
| 事業実施期間 | 交付決定日～令和8年3月31日（火） |
| 採択決定時期 | 令和7年4月下旬 |
| 交付決定の時期 | 採択決定～補助金交付申請書受付後 |
| 概算請求の時期 | 交付決定後、随時 ※交付決定額の8割以内 |
| (変更申請) | 随時 |
| 実績報告期限 | ① 事業終了後30日を経過した日 ② 又は令和8年3月31日のいずれか早い時期 |
| 額の確定 | 実績報告書を受け付けた日から概ね10日以内 |
| 精算請求の時期 | 額の確定日～令和8年4月30日まで |
| 補助金支払時期 | 請求日から概ね2週間以内 |

※採択となった法人等は、別途補助金交付申請手続きが必要となります。